

熊本県公共事業再評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国、地方を通じて厳しい財政環境の中にあって、県土の均衡ある発展と県民生活の向上を図るうえで重要な役割を果たしている公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図るため、既に実施されている事業の再評価（以下「再評価」という。）を行うことを目的とする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる事業は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業のうち、県が事業主体となって実施する事業及びそれらの事業に類する県単独事業のうち、次の（１）から（６）に掲げるものとする。

ただし、休止中の事業については、次の（１）から（４）に該当する事業を除くものとする。

なお、休止中の事業については、事業の再開、終了又は中止を判断する必要がある場合を除き、休止から５年毎にその事業を取り巻く状況等について第５条で規定する熊本県公共事業再評価監視委員会へ報告するものとする。

- （１）事業採択後５年間に経過した時点で未着工の事業。
- （２）事業採択後１０年間に経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業。
- （３）事業採択前の準備・計画段階で５年間に経過している事業。
- （４）再評価実施後に５年間に経過した時点で継続中又は未着工の事業。
- （５）国庫補助事業等を所管する省庁において、本条（１）から（４）以外の要件が示され、対象となる事業。
- （６）その他、社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要があると判断される事業。

(実施時期)

第3条 再評価の実施時期は、次のとおりとする。

なお、休止中の事業の報告については、５年目毎の年度内に実施する。

- （１）前条（１）に該当する事業については、事業採択後５年目の年度内に実施する。
- （２）前条（２）に該当する事業については、事業採択後１０年目の年度内に実施する。
- （３）前条（３）に該当する事業については、調査費等の予算化から５年目の年度内に実施する。
- （４）前条（４）に該当する事業については、５年目毎の年度内に実施する。
- （５）前条（５）に該当する事業については、所管する省庁から示された基準に従って実施する。
- （６）前条（６）に該当する事業については、速やかに実施する。

(再評価の基本的な視点及び再評価の実施)

第4条 公共事業を所管する関係部長（以下「関係部長」という。）は、次の再評価の基本的な視点を踏まえ、それぞれが所管する事業ごとに再評価対象事業や再評

価を行う際の指標等（以下「評価手法」という。）を定め、この評価手法に基づいて再評価を実施し、対応方針を作成する。

- （１）事業の進捗状況
- （２）事業をめぐる社会経済情勢及びその変化の状況
- （３）費用対効果分析の要因の変化
- （４）コストの縮減や代替案立案などの可能性

（熊本県公共事業再評価監視委員会等の設置）

第5条 再評価の実施にあたり、評価手法及び対応方針について、意見を求める機関として第三者で構成される熊本県公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 関係部長は、委員会に対して、再評価対象事業、評価手法及び対応方針に関する資料並びにその他の参考資料（以下「再評価資料」という。）を提出するものとし、その提出にあたって、部内調整を行うため、各部公共事業再評価検討会議（以下「部内検討会議」という。）を設置する。

3 委員会の組織、運営に関する事項は別途定める。

（委員会からの意見への対応）

第6条 県は、再評価対象事業について、委員会からの意見の報告があったときは、これを尊重し、対応するものとする。

2 委員会からの意見の報告があった事業の所管部においては、部内検討会議を開催し、再評価対象事業に係る対応方針を作成し、知事の決裁を受けるものとする。

（対応方針等の公表）

第7条 再評価対象事業及び対応方針は、適切な時期に公表する。

（附則）

この要綱は、平成10年10月20日から施行するが、県単独事業については、地域性の反映等評価手法の検討を行い、平成11年度から本格施行する。

（附則）

この要綱は、平成11年1月29日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成13年5月10日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。